

# 桂川緑地久我橋東詰公園の利用料金上限額等の改定及び運営状況について

桂川緑地久我橋東詰公園は、サッカー場、少年サッカー場、フットサル場、運動場兼ソフトボール場及びテニスコートを備え、広く市民の皆様に利用されています。

運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賄えないため、不足分については、公費負担（施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担）により賄われています。

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています。

## 1 利用料金の改定額

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

施設名称	単位	現行		改定後	
		平日	土日祝	平日	土日祝
第1球技場(サッカー場)	1面1時間	830円	2,720円	据置	3,400円
運動場兼ソフトボール場					
第2球技場(少年サッカー場)		730円	2,200円		2,750円
第3球技場(フットサル場)		520円	1,780円		2,220円
テニスコート		730円	940円		1,170円

※平日は稼働率が低いため料金を据置

※実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定


## 2 運営状況

<施設稼働率> 16%

<支出> 1施設1時間当たり 2,080円（総額 18百万円）

運営経費 2,080円
-------------

<収入> 1施設1時間当たり 1,560円（総額 14百万円）

<b>利用料金</b> (改定前) 1,320円 (64%) (改定後) 1,560円 (75%)	(改定前) 差額 760円 (36%) (改定後) 差額 520円 (25%)  市民の税金で負担(公費で負担)
---	---

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1時間当たり2,080円のご負担が必要なところ、公費で760円負担することで1,320円に軽減

改定後も520円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

# 野球場等の利用料金上限額の改定及び運営状況について

京都市の有料野球場（わかさスタジアム京都、横大路運動公園及び京北運動公園を除く。）は、市内に14箇所（伏見桃山城、岡崎、吉祥院、殿田、岩倉東、一乗寺、朱雀、上鳥羽、三栖、東野、勸修寺、牛ヶ瀬、小畑川中央、伏見）あり、広く市民の皆様に利用されています。

運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賄えないため、不足分については、公費負担（施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担）により賄われています。

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています。

## 1 利用料金の改定額（主なもの）

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

施設名称	単位	現行		改定後	
		平日	土日祝	平日	土日祝
岡崎, 吉祥院, 伏見桃山城野球場	1面1時間	2,090円	3,450円	2,610円	4,310円
一乗寺, 岩倉東, 朱雀, 東野, 勸修寺, 殿田, 上鳥羽, 牛ヶ瀬, 小畑川中央, 三栖, 伏見, 伏見桃山城野球場兼運動場		1,670円	2,720円	2,080円	3,400円

※実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定


## 2 運営状況

<施設稼働率> 41%

<支出> 1施設1時間当たり 2,360円（総額 78百万円）

運営経費 2,360円
-------------

<収入> 1施設1時間当たり 1,770円（総額 59百万円）

<b>利用料金</b> (改定前) 1,430円 (60%) (改定後) 1,770円 (75%)	(改定前) 差額 930円 (40%) (改定後) 差額 590円 (25%)  市民の税金で負担（公費で負担）
---	---

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1時間当たり2,360円のご負担が必要なところ、公費で930円負担することで1,430円に軽減

改定後も590円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

[京都市文化市民局市民スポーツ振興室 222-3135]

# 桂川緑地久我橋東詰公園、野球場等の 都市公園有料運動施設の利用料金上限等改定額

都市公園有料運動施設について、桂川緑地久我橋東詰公園、野球場等以外（球技場、テニスコート等）の施設利用料金は改定を行いませんが、同種・同等の利用がなされているその他の利用料金（付属設備等）は、改定を行う他の施設との料金格差・不公平が生じないように、令和5年4月1日に以下のとおり改定を予定しています。

## 1 施設料金（改定するものを抜粋）

### （1）野球場等（改定率 25%）

施設名称	単位	利用料金	
		平日	土日祝
岡崎, 吉祥院, 伏見桃山城野球場 (横大路硬式野球場も同一)	1面1時間	2,610	4,310
一乗寺, 岩倉東, 朱雀, 東野, 勸修寺, 殿田, 上鳥羽, 牛ヶ瀬, 小畑川中央, 三栖, 伏見, 伏見桃山城野球場兼運動場		2,080	3,400

### （2）桂川緑地久我橋東詰公園（土日祝のみ改定率 25%）

施設名称	単位	利用料金	
		平日	土日祝
第1球技場(サッカー場)	1面1時間	(据置) 830	3,400
運動場兼ソフトボール場		(据置) 730	2,750
第2球技場(少年サッカー場)		(据置) 520	2,220
第3球技場(フットサル場)		(据置) 730	1,170
テニスコート			

## 2 付属設備（改定するものを抜粋）（改定率 5～25%）

区分	利用単位	単位期間	利用料金	
更衣室（伏見桃山城運動公園野球場のみ）	1室	1日	880	
役員室（伏見桃山城運動公園野球場のみ）	1室	1日	1,900	
審判控室（伏見桃山城運動公園野球場のみ）	1室	1日	1,260	
放送室（伏見桃山城運動公園野球場のみ）	1室	1日	5,080	
		1時間	1,260	
夜間照明	伏見桃山城運動公園 野球場兼運動場	1面分	1時間	1,300
拡声器（電源を含む。）	1台	1時間	650	
スコアボード	岡崎公園 野球場	一式	1時間	250
	伏見桃山城運動公園 野球場			250
大会用テント（大）	1張	1日	1,060	
大会用テント（小）			520	
補助いす	1脚	1日	100	
長机			210	

### 3 供用時間外の利用料金（新規）

供用時間外の利用料金の上限額を、各利用料金の3倍に相当する額とします。

### 4 入場料を徴収する場合の利用料金（新規）

利用者が入場料を徴収する場合、その収入額の100分の15（注）に相当する額が利用料金を超えるときの利用料金は、その収入額の100分の15（注）に相当する額とします。

注 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に使用する場合は、100分の10

### 5 構内地の利用（改定率5%）

区分	利用単位	単位	利用料金
広告等を表示し、又は掲出する期間	1箇月未満	1平方	3,280
	1箇月以上	メートル	11,020

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。

# 西京極総合運動公園(北側区域)の利用料金上限額等の改定及び運営状況について

西京極総合運動公園（北側区域）は、府内で唯一日本陸上競技連盟の第1種公認を受けているたけびしスタジアム京都や補助競技場、また、硬式野球場で府内随一の規模を誇るわかさスタジアム京都を備え、様々な競技大会が開催されています。

運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賅えないため、不足分については、公費負担（施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担）により賅われています。

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています。

## 1 利用料金の改定額(主なもの)

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

施設名称	区分		アマチュアスポーツ（全面利用）			
			現行		改定後	
			入場料を徴収しない	入場料を徴収する	入場料を徴収しない	入場料を徴収する
たけびしスタジアム京都	土日祝	7時～21時	226,270円	267,120円	<b>237,580円</b>	<b>280,470円</b>
わかさスタジアム京都	土日祝	7時～21時	144,560円	196,930円	<b>151,780円</b>	<b>206,770円</b>

施設名称	区分		アマチュアスポーツ（全面利用）			
			現行		改定後	
			入場料を徴収しない	入場料を徴収する	入場料を徴収しない	入場料を徴収する
わかさスタジアム京都	土日祝	7時～21時	144,560円	196,930円	<b>151,780円</b>	<b>206,770円</b>

施設名称	区分		現行		改定後	
			一般	中学生以下	一般	中学生以下
			補助競技場	部分利用（1人1回）	200円	100円

※実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定

## 2 運営状況

<施設稼働率> 42%

<支出> 1施設1日当たり 58万円（総額 2.6億円）

運営経費 58万円
-----------

<収入> 1施設1日当たり 29万円（総額 1.3億円）

<b>利用料</b> (改定前) 26万円 (45%) (改定後) 29万円 (50%)	(改定前) 差額 32万円 (55%) (改定後) 差額 29万円 (50%) ← <u>市民の税金で負担（公費で負担）</u>
--	---

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1日当たり58万円のご負担が必要なところ、公費で32万円負担することで26万円に軽減

改定後も29万円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

# たけびしスタジアム京都の利用料金上限等改定額

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。

※ A：午前7時～正午、B：午前8時～正午、C：午前9時～正午、

D：午前7時～午後9時、E：午前8時～午後9時、F：午前9時～午後9時

○ 改定率5%

## 1 施設料金

	区分		利用料金											
			午前（9～12）		午後（13～17）		夜間（17:30～21）		全日（9～21）					
			土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日				
全面利用	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	A	96,790	A	72,590	70,390	53,890	70,390	53,890	D	237,580	D	180,390
			B	74,790	B	56,090					E	215,570	E	163,880
			C	52,790	C	39,590					F	193,570	F	147,380
		入場料を徴収する場合	A	113,290	A	85,790	83,590	64,890	83,590	64,890	D	280,470	D	215,570
			B	87,990	B	67,090					E	255,170	E	196,870
			C	62,690	C	48,390					F	229,870	F	178,170
	その他	入場料を徴収しない場合	A	287,090	A	217,790	210,090	161,700	210,090	161,700	D	707,280	D	541,190
			B	222,190	B	169,390					E	642,370	E	492,790
			C	157,290	C	120,990					F	577,470	F	444,390
		入場料を徴収する場合	A	360,790	A	270,590	263,990	202,390	263,990	202,390	D	888,770	D	675,390
			B	279,390	B	211,190					E	807,370	E	615,990
			C	197,990	C	151,790					F	725,980	F	556,590
部分利用（1人1回につき）		一般 310 / 中学生以下 150												
会議室A, 会議室B, 会議室C及び会議室D（1室につき）	陸上競技場兼球技場と併用する場合	A	1,640		1,640	1,640	D	3,730						
		B	1,640				E	3,390						
		C	1,640				F	2,760						
	その他	A	3,040		3,040	3,040	D	6,910						
		B	3,040				E	6,270						
		C	3,040				F	5,110						

※会議室単独での利用も可能となります。

## 2 利用区分外の利用料金（延長料金）

時間帯ごとの料金区分（午後、夜間）を廃止し、早朝～夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

	区分		利用料金（1時間につき）	
			土日祝	平日
陸上競技場兼球技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	21,990	16,490
		入場料を徴収する場合	25,290	18,690
	その他	入場料を徴収しない場合	64,890	48,390
		入場料を徴収する場合	81,390	59,390
	会議室A, 会議室B, 会議室C及び会議室D（1室）		(新設) 1,640	

### 3 付属設備

区分			単位	利用料金	
補助いす			1脚につき1日	100	
長机				210	
有料ロッカー			1個1回につき1日	100	
温水シャワー室			1室につき1日	7,910	
			1室につき1時間	2,630	
指令室			1室につき1日	7,470	
アナウンス室			1室につき1日	7,470	
			1室につき1時間以内	2,740	
			1室につき2時間以内	5,490	
写真判定室			1室につき1日	7,470	
役員室		A	1室につき1日	2,960	
		B	1室につき1時間以内	1,090	
		C	1室につき2時間以内	2,190	
特別室			1室につき1日	7,470	
審判控室				2,960	
放送室（マイクロホン1本付き）		会議用 業務用		7,470	
マイクロホン			1本につき1日	1,420	
電源			1箇所につき4時間	100	
電光掲示板			一式につき1日	13,410	
夜間照明設備	A	全ての照明塔を利用する場合	全点灯	一式につき1時間	71,490
			4分の3点灯		53,620
			2分の1点灯		35,740
			4分の1点灯		17,870
	その他の場合		1基につき1時間	11,980	
	B	全点灯	一式につき1時間	2,630	
2分の1点灯			1,310		
陸上競技用具			一式につき1日	30,030	
			一式につき1時間以内	10,990	
			一式につき2時間以内	21,990	
サッカー用具			一式につき1日	4,390	
ラグビーフットボール用具			一式につき1時間以内	1,640	
アメリカンフットボール用具			一式につき2時間以内	3,290	

### 4 構内地の利用等

区分	単位	利用料金
売店設備	1日	12,310
売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき1日	1,560
立ち売り又は行商	1人につき1日	3,450

区分	利用単位	単位	利用料金
広告等を表示し、又は掲出する期間	1箇月未満	1平方メートルにつき	3,280
	1箇月以上		11,020

# 西京極補助競技場の利用料金上限等改定額

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。

※ A：午前7時～正午、B：午前8時～正午、C：午前9時～正午、

D：午前7時～午後9時、E：午前8時～午後9時、F：午前9時～午後9時

○ 改定率 5%

## 1 施設料金

区分	利用料金									
	午前 (9～12)		午後 (13～17)		全日 (9～21)					
	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日				
全面利用	A	32,110	A	24,410	23,100	17,590	D	55,210	D	42,010
	B	24,850	B	18,800			E	47,950	E	36,400
	C	17,590	C	13,190			F	40,690	F	30,790
(1時間単位の利用)						土日祝 5,820 / 平日 4,390				
部分利用 (1人1回につき) ※						一般 310 / 中学生以下 150				

※利用者の負担軽減及びサービス向上のため、回数券の導入を予定しています。

## 2 付属設備

区分	単位	利用料金
補助いす	1脚につき1日	100
長机		210
温水シャワー室	1室につき1日	1,970
	1室につき1時間	650
温水シャワー設備	1個につき1回	100
放送設備 (マイクロホン1本付き)	一式につき1日	3,730
マイクロホン	1本につき1日	1,420
電源	1箇所につき4時間	100
陸上競技用具	一式につき1日	4,390
サッカー用具	一式につき1日	4,390
ラグビーフットボール用具	一式につき1時間以内	1,640
アメリカンフットボール用具	一式につき2時間以内	3,290

## 3 利用区分外の利用料金 (延長料金)

時間帯ごとの料金区分 (午後、夜間) を廃止し、早朝～夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

土日祝：7,250円 / 平日：5,600円 (1時間につき)

## 4 運動競技以外での利用料金 (新規)

補助競技場を運動競技場以外の目的に使用する場合における利用料金の上限額を、各利用料金の2倍に相当する額とします。

## 5 構内地の利用等

区分	単位	利用料金	
売店設備	1日	12,310	
売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき1日	1,560	
立ち売り又は行商	1人につき1日	3,450	
区分	利用単位	単位	利用料金
広告等を表示し、又は掲出する期間	1箇月未満	1平方メートルにつき	3,280
	1箇月以上		11,020



# わかさスタジアム京都の利用料金上限等改定額

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。

※ A：午前7時～正午、B：午前8時～正午、C：午前9時～正午、

D：午前7時～午後9時、E：午前8時～午後9時、F：午前9時～午後9時

○ 改定率5%

## 1 施設料金

	区分	利用料金												
		午前 (9～12)		午後 (13～17)		夜間 (17:30～21)		全日 (9～21)						
		土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝	平日			
野球場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	A	61,590	A	45,090	45,090	32,990	45,090	32,990	D	151,780	D	111,070
			B	47,290	B	35,190					E	137,480	E	101,170
			C	32,990	C	25,290					F	123,180	F	91,270
		(2時間につき)	土日祝 21,330 / 平日 15,940											
		入場料を徴収する場合	A	83,590	A	63,790	61,590	46,200	61,590	46,200	D	206,770	D	156,190
			B	64,890	B	49,490					E	188,070	E	141,890
	C		46,200	C	35,190	F					169,380	F	127,590	
	その他	入場料を徴収しない場合	A	184,800	A	135,290	135,290	101,190	135,290	101,190	D	455,380	D	337,690
			B	142,990	B	105,590					E	413,580	E	307,990
			C	101,190	C	75,890					F	371,780	F	278,290
		入場料を徴収する場合	A	249,690	A	192,490	185,890	139,690	185,890	139,690	D	621,470	D	471,880
			B	194,690	B	149,590					E	566,470	E	428,970
C			139,690	C	106,690	F					511,470	F	386,070	
室内野球練習場 (1箇所1時間)	野球場と併用する場合	1,640												
	その他 (新規)	2,950												
第1会議室	野球場と併用する場合	A	1,180		870	870	870	870	D	2,960				
		B	910						E	2,670				
		C	640						F	2,160				
	その他	A	2,190		1,610	1,610	1,610	1,610	D	5,490				
		B	1,690						E	4,960				
		C	1,180						F	4,010				
第2会議室及び第3会議室 (1室につき)	野球場と併用する場合	A	560		420	420	420	420	D	1,420				
		B	430						E	1,290				
		C	300						F	1,150				
	その他	A	1,050		770	770	770	770	D	2,640				
		B	790						E	2,390				
		C	550						F	2,140				

※会議室単独での利用も可能となります。

## 2 付属設備

区分		単位		利用料金
補助いす		1脚につき1日		100
長机				210
審判シャワー室		1室につき1日		1,420
温水シャワー室				6,040
第1役員室				1,420
第2役員室				1,420
役員控室				2,960
審判室				2,960
審判控室				2,960
放送室（マイクロホン1本付き）	会議用 業務用		1室	1日
		1時間以内		2,740
		2時間以内		5,490
放送員控室		1室につき1日		2,960
マイクロホン		1本につき1日		1,420
電源		1箇所につき4時間		100
スコアボード		一式	1日	6,040
			1時間以内	2,190
			2時間以内	4,390
夜間照明設備	すべての照明塔を利用する場合	一式につき1時間	全点灯	71,490
			4分の3点灯	53,620
			2分の1点灯	35,740
			4分の1点灯	17,870
	その他の場合		1基につき1時間	

## 3 利用区分外の利用料金（延長料金）

時間帯ごとの料金区分（午後、夜間）を廃止し、早朝～夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

	区分		利用料金（1時間につき）	
			土日祝	平日
野球場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	14,290	9,890
		入場料を徴収する場合	18,690	14,290
	その他	入場料を徴収しない場合	41,790	29,690
		入場料を徴収する場合	54,990	42,890
第1会議室				250
第2会議室及び第3会議室（1室につき）				120

## 4 構内地の利用等

区分	単位	利用料金	
売店設備	1日	12,310	
売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき1日	1,560	
立ち売り又は行商	1人につき1日	3,450	
区分	利用単位	単位	利用料金
広告等を表示し、又は掲出する期間	1箇月未満	1平方メートルにつき	3,280
	1箇月以上		11,020

# 京都アクアリーナの利用料金改定額

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。

## 1 施設料金（改定するものを抜粋）

	区分	利用料金				
		午前（9～12）	午後（13～17）	夜間（17:30～21）	全日（9～21）	
フィットネスルーム	部分利用	1人1回				(据置) 520
		1人1箇月				(新規) 5,200
会議室	プール兼アイススケートリンク等と併用する場合	2,300	3,240	3,660	9,210	
	その他	4,270	6,010	6,790	17,100	
駐車場（1時間までごと）					320	

※会議室単独での利用も可能となります。

## 2 付属設備（改定率5%）

区分	単位	利用料金
マイクロホン	1本につき1日	1,200
長机	1脚につき1日	210

## 3 利用区分外の利用料金（延長料金）

時間帯ごとの料金区分（午後、夜間）を廃止し、早朝～夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

	区分	利用料金（1時間につき）			
		土日祝	平日		
プール（全面利用）	メインプール	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	24,510	18,850
			入場料を徴収する場合	44,200	33,940
		その他	入場料を徴収しない場合	73,540	56,570
			入場料を徴収する場合	132,410	101,820
	飛び込みプール	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	9,840	7,540
			入場料を徴収する場合	17,700	13,610
		その他	入場料を徴収しない場合	29,430	22,620
			入場料を徴収する場合	53,000	40,750
	サブプール	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	19,690	15,080
			入場料を徴収する場合	35,400	27,230
		その他	入場料を徴収しない場合	58,870	45,250
			入場料を徴収する場合	106,010	81,500
アイススケートリンク（全面利用）	メインリンク	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	31,110	23,880
			入場料を徴収する場合	56,040	43,050
		その他	入場料を徴収しない場合	93,230	71,650
			入場料を徴収する場合	167,820	129,060
	サブリンク	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	9,840	7,540
			入場料を徴収する場合	17,700	13,610
		その他	入場料を徴収しない場合	29,430	22,620
			入場料を徴収する場合	53,000	40,750
アーチェリー場（全面利用）			2,200	1,670	
フィットネスルーム（全面利用）	トレーニングルーム		6,180	4,710	
	運動フロア		6,180	4,710	
会議室				1,090	

4 構内地の利用等（改定率5%）

区分	単位	利用料金	
売店設備	1日	12,310	
売店，食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき1日	1,560	
立ち売り又は行商	1人につき1日	3,450	
区分	利用単位	単位	利用料金
広告等を表示し，又は掲出する期間	1箇月未満	1平方メートルにつき	3,280
	1箇月以上		11,020

# 市民スポーツ会館の利用料金上限額等の改定並びに同館及び京都市体育館の運営状況について

京都市体育館及び市民スポーツ会館は、市内有数の規模を誇る体育館として、京都ハンナリーズのホームゲーム、各種競技大会及び一般利用まで、市民の皆様に幅広く利用されています。

運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賅えないため、不足分については、公費負担（施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担）により賅われています。

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、以下の施設利用について、令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています。

## 1 利用料金の改定額(主なもの)

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

施設名称	区分	単位	現行		改定後	
			平日	土日祝	平日	土日祝
市民スポーツ会館	その他	全面1時間	1,570円	1,880円	<b>2,350円</b>	<b>2,820円</b>

※1 市民スポーツ会館（京都市体育館との併用利用）及び京都市体育館の料金は据置

※2 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定

## 2 運営状況

<施設稼働率> 83%

<支出> 1施設1時間当たり 13,290円(総額 1.1億円)

運営経費 13,290円
--------------

<収入> 1施設1時間当たり 10,030円(総額 83百万円)

<b>利用料金</b> (改定前) 9,670円 (73%) (改定後) 10,030円 (76%)	(改定前) 差額 3,620円 (27%) (改定後) 差額 3,260円 (24%)  市民の税金で負担 (公費で負担)
--	--

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1時間当たり 13,290円のご負担が必要なところ、公費で3,620円負担することで9,670円に軽減

改定後も3,260円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

# 市民スポーツ会館の利用料金上限等改定額

## 1 施設料金（改定するものを抜粋）（改定率 50%）

	単位（1時間）	利用料金	
		平日	土日祝
一般利用	全面	2,350	2,820
	2分の1面	1,240	1,410
	4分の1面	610	780

## 2 付属設備（改定率 5%）

区分		単位	利用料金
長机		1脚につき1日	210
マイクロホン		1本につき1日	1,420
卓球用具	卓球台	体育館競技場の全面と併用する場合	一式につき1日
		その他	一式につき1時間
ニュースポーツ用具		一式につき1時間	210
支柱及びネット	バドミントン用	体育館競技場の全面と併用する場合	1組につき1日
		その他	1組につき1時間
	バレーボール用	体育館競技場の全面と併用する場合	1組につき1日
		その他	1組につき1時間
	テニス用	体育館競技場の全面と併用する場合	1組につき1日
		その他	1組につき1時間
バスケットボール用ゴール	体育館競技場の全面と併用する場合	1対につき1日	
	その他	1台につき1時間	
無線マイクロホン装置		1本	1,530

## 3 利用区分外の利用料金（延長料金）

時間帯ごとの料金区分（午後、夜間）を廃止し、早朝～夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

区分		利用料金（1時間につき）	
		土日祝	平日
体育室	アマチュアスポーツ	5,230	4,190
	その他	14,660	11,520
第1会議室		1,250	
第2会議室、第3会議室及び第4会議室		730	

## 4 入場料を徴収する場合の利用料金（新規）

利用者が入場料を徴収する場合、その収入額の100分の15（注）に相当する額が利用料金を超えるときの利用料金は、その収入額の100分の15（注）に相当する額とします。

注 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に使用する場合は、100分の10

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。

# 京都市体育館の利用料金上限等改定額

## 1 付属設備（改定率5%）

区分		単位	利用料金
長机		1脚につき1日	210
マイクロホン		1本につき1日	1,420
卓球用具	卓球台	1台につき1日	320
支柱及びネット	バドミントン用	1組につき1日	210
	バレーボール用		1,420
	テニス用		1,420
ゴール	バスケットボール用	1対につき1日	2,740

## 2 利用区分外の利用料金（延長料金）

時間帯ごとの料金区分（午後、夜間）を廃止し、早朝～夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

区分		利用料金（1時間につき）	
		土日祝	平日
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	14,660	10,470
	入場料を徴収する場合	46,090	36,660
その他	入場料を徴収しない場合	155,040	120,470
	入場料を徴収する場合	217,900	169,710

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。

# 武道センターの利用料金改定について

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組を進めています。武道センターの施設利用料金については改定を行いませんが、同種・同等の利用がなされるその他の利用料金については、改定を行う他の施設との料金格差・不公平が生じないように、令和5年4月1日に以下のとおり改定を予定しています。

## 1 付属設備（改定率5%）

区分		単位	利用料金
長机		1脚につき1日	210
マイクロホン		1本につき1日	1,420
卓球用具	卓球台	1台につき1日	320
支柱及びネット	バドミントン用	1組につき1日	210
	バレーボール用		1,420
	テニス用		1,420

## 2 利用区分外の利用料金（延長料金）

開場時間外の利用ができるよう、時間帯ごとの料金区分（午後、夜間）を廃止し、早朝～夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

区分				利用料金 (1時間につき)	
				土日祝	平日
主競技場 (全面使用)	アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない 場合	大会等	14,660	10,470
			講習会、練習会等	-	1,570
	入場料を徴収する場合		46,090	36,660	
	その他	入場料を徴収しない場合	155,040	120,470	
入場料を徴収する場合		217,900	169,710		
補助競技場(全面使用)			大会等	3,660	3,030
			講習会、練習会等	-	830
旧武徳殿			大会等	3,980	3,140
			講習会、練習会等	-	830
弓道場(全面使用)				3,450	2,720
相撲場				1,570	1,150
第1会議室	競技場と併用する場合			1,040	
	その他			1,780	
第2会議室	競技場と併用する場合			410	
	その他			830	

## 3 運動競技以外での利用料金（新規）

旧武徳殿、弓道場又は相撲場を運動競技場以外の目的に使用する場合における利用料金の上限額を、各利用料金の2倍に相当する額とします。

## 4 構内地の利用

- ・ 写真を撮影する場合 1時間 3,800円
- ・ 動画を撮影する場合 1時間 7,800円

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。



# 宝が池公園運動施設の利用料金改定について

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組を進めています。宝が池公園運動施設体育館（一般利用以外）の施設利用料金については改定を行いませんが、同種・同等の利用がなされるその他の利用料金（宝が池公園運動施設体育館（一般利用）を含む。）については、改定を行う他の施設との料金格差・不公平が生じないように、令和5年4月1日に以下のとおり改定を予定しています。

## 1 施設料金（改定するものを抜粋）

施設名称	単位	利用料金	
		平日	土日祝
体育館	全面1時間	2,350	2,820
	半面1時間	1,240	1,410
トレーニングルーム	1人1回	460	
	1人1月（新設）	4,600	
談話室	1時間（新設）	1,020	

## 2 付属設備（改定率5%）

区分	単位	利用料金	
長机	1脚につき1日	210	
マイクロホン	1本につき1日	1,420	
サッカー用具	一式につき1日	4,390	
ラグビーフットボール用具	一式につき1時間以内	1,640	
アメリカンフットボール用具	一式につき2時間以内	3,290	
大会用テント（大）	1張につき1日	1,060	
大会用テント（小）		520	
卓球用具	卓球台	一式につき1日	
		一式につき1時間	
支柱及びネット	バドミントン用	1組につき1日	210
		1組につき1時間	210
	バレーボール用	1組につき1日	1,420
		1組につき1時間	430
	テニス用	1組につき1日	1,420
		1組につき1時間	650
ゴール	バスケットボール用	1対につき1日	2,740
		1台につき1時間	320

## 3 利用区分外の利用料金（延長料金）

時間帯ごとの料金区分（午後、夜間）を廃止し、早朝～夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

区分			利用料金（1時間につき）	
			土日祝	平日
球技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	12,570	8,480
		入場料を徴収する場合	14,660	12,570
	その他	入場料を徴収しない場合	34,570	26,190
		入場料を徴収する場合	45,040	34,570
体育館	アマチュアスポーツ	6,380	4,830	
	その他	63,410	48,970	

## 4 構内地の利用等（改定率5%）

区分	単位	利用料金	
売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき1日	1,560	
立ち売り又は行商	1人につき1日	3,450	
広告等を表示し、又は掲出する期間	1箇月未満の場合	1平方メートルにつき	3,280
	1箇月以上の場合		11,020

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。

# 横大路運動公園の利用料金上限額等の改定及び運営状況について

横大路運動公園は、硬式・軟式野球場、体育館、洋弓場を備える総合運動公園施設として、各種競技大会の開催から一般利用まで、市民の皆様に幅広く利用されています。

運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賅えないため、不足分については、公費負担（施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担）により賅われています。

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、以下の施設利用について、令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています。

## 1 利用料金の改定額（主なもの）

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

施設名称	単位	現行		改定後	
		平日	土日祝	平日	土日祝
野球場	1面1時間	2,090円	3,450円	<b>2,610円</b>	<b>4,310円</b>
野球場兼運動場		1,040円	2,720円	<b>1,300円</b>	<b>3,400円</b>

施設名称	単位	時間帯	現行		改定後	
			平日	土日祝	平日	土日祝
体育館	半面 1時間	午前	830円	3,660円	<b>1,240円</b>	据置
		午後	830円	3,660円	<b>1,240円</b>	
		夜間	2,090円	5,230円	<b>3,130円</b>	

※1 体育館（全面利用及び半面利用（土日祝）、洋弓場）は料金を据置

※2 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定

## 2 運営状況

<施設稼働率> 56%

<支出> 1施設1時間当たり 6,510円（総額 55百万円）

運営経費 6,510円
-------------

<収入> 1施設1時間当たり 4,000円（総額 34百万円）

<b>利用料金</b> （改定前）3,520円（54%） （改定後）4,000円（61%）	（改定前）差額 2,990円（46%） （改定後）差額 2,510円（39%） ← 市民の税金で負担（公費で負担）
---	--

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1時間当たり6,510円のご負担が必要なところ、公費で2,990円負担することで3,520円に軽減

改定後も2,510円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

# 横大路運動公園の利用料金改定額

## 1 施設料金(改定するものを抜粋)(改定率 野球場:25% 体育館、トレーニングルーム:50%)

施設名称	単位	利用料金	
		平日	土日祝
硬式野球場	1面1時間	2,610	4,310
野球場兼運動場		1,300	3,400

施設名称	単位	時間帯	利用料金	
			平日	土日祝
体育館	半面 1時間	午前	1,240	(据置) 3,660
		午後	1,240	(据置) 3,660
		夜間	3,130	(据置) 5,230

施設名称	単位	利用料金	
		平日	土日祝
トレーニングルーム	1人1回	460	
	定期利用	1人1月 (新設) 4,600	

## 2 付属設備(改定率5%)

区分	単位	利用料金	
長机	1脚につき1日	210	
マイクロホン	1本につき1日	1,420	
卓球用具	卓球台	1台につき1日	320
支柱及びネット	バドミントン用	1組につき1日	210
	バレーボール用		1,420
	(平日練習利用)		870
	テニス用		1,420
	(平日練習利用)	1,310	
ゴール	バスケットボール用	1対につき1日	2,740
	(平日練習利用)		1,310

### 3 利用区分外の利用料金（延長料金）

時間帯ごとの料金区分（午後、夜間）を廃止し、早朝～夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

区分			利用料金（1時間につき）	
			土日祝	平日
体育館	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	12,570	9,420
		入場料を徴収する場合	39,800	31,420
	その他	入場料を徴収しない場合	135,140	104,760
		入場料を徴収する場合	189,610	147,710
洋弓場（全面利用）			2,300	1,780
第1会議室及び第2会議室		体育館等と併用する場合	830	
		その他	1,570	
第3会議室及び第4会議室		体育館等と併用する場合	410	
		その他	830	

### 4 構内地の利用（改定率5%）

区分	単位		利用料金
売店，食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき1日		1,560
立ち売り又は行商	1人につき1日		3,450
区分	利用単位	単位	利用料金
広告等を表示し，又は掲出する期間	1箇月未満	1平方メートルにつき	3,280
	1箇月以上		11,020

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。

# 地域体育館等の利用料金上限額等の改定及び運営状況について

地域体育館（黒田トレーニングホールを含む）は、市内に14施設あり、市民スポーツの活動拠点として広く市民の皆様に利用されています。

運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賄えないため、不足分については、公費負担（施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担）により賄われています。

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています。

## 1 利用料金の改定額（主なもの）

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

施設名称	単位	現行		改定後	
		平日	土日祝	平日	土日祝
東山, 山科, 桂川, 伏見北堀, 醍醐, 右京, 下京	全面 1時間	1,570円	1,880円	<b>2,350円</b>	<b>2,820円</b>
左京, 中京, 吉祥院, 久世, 伏見東部, 伏見北部		830円	940円	<b>1,240円</b>	<b>1,410円</b>
黒田トレーニングホール		620円		<b>930円</b>	

※実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定

## 2 運営状況

<施設稼働率> 94%

<支出> 1施設1時間当たり 4,180円（総額 2.4億円）

運営経費 4,180円
-------------

<収入> 1施設1時間当たり 2,750円（総額 1.6億円）

利用料金 （改定前）1,840円（44%） （改定後）2,750円（66%）	（改定前）差額 2,340円（56%） （改定後）差額 1,430円（34%） ← 市民の税金で負担（公費で負担）
--	--

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1時間当たり4,180円のご負担が必要なところ、公費で2,340円負担することで1,840円に軽減

改定後も1,430円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

# 地域体育館等の利用料金上限等改定額

## 1 施設料金（改定率 50%）

施設名称	単位	利用料金	
		平日	土日祝
東山, 山科, 桂川, 伏見北堀, 醍醐, 右京, 下京	全面1時間	2,350	2,820
	2分の1面1時間	1,240	1,410
	4分の1面1時間	610	780
左京, 中京, 吉祥院, 久世, 伏見東部, 伏見北部	全面1時間	1,240	1,410
トレーニングルーム(山科, 伏見北堀) ※宝が池体育館, 横大路体育館も同一	1人1回	460	
	1人1月	(新設) 4,600	
会議室 (東山, 山科, 下京, 右京, 桂川, 醍醐)	1時間	780	

## 2 付属設備（改定率 5%）

区分	単位	利用料金	
補助いす	1脚につき1回	100	
長机		210	
有料ロッカー	1個1回につき1日	100	
温水シャワー設備	1個につき1回	100	
放送設備		610	
卓球台	1式につき1時間	210	
ニュースポーツ用具		210	
支柱及びネット	バトミントン用	210	
	バレーボール用	1組につき1時間	430
	テニス用	650	
バスケットボール用ゴール	1台につき1時間	320	

## 3 開館時間外の利用料金（新規）

開館時間外に体育室を利用する場合の利用料金の上限額を、各利用料金の3倍に相当する額とします。

## 4 運動競技以外の利用料金（新規）

体育室を運動競技場以外の目的に使用する場合における利用料金の上限額を、各利用料金の2倍に相当する額とします。

## 5 入場料を徴収する場合の利用料金（新規）

利用者が入場料を徴収する場合、その収入額の100分の15（注）に相当する額が利用料金を超えるときの利用料金は、その収入額の100分の15（注）に相当する額とします。

注 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に使用する場合は、100分の10

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。

# 京北運動公園の利用料金上限額等の改定及び運営状況について

京北運動公園は、野球場兼運動場とテニスコートを備え、京北地域における市民スポーツの活動拠点として利用されています。

運営は、以下2に示すとおり、利用者が支払う利用料金だけでは賄えないため、不足分については、公費負担（施設を利用しない方を含めた市民の税金で負担）により賄われています。

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組みを進めており、令和5年4月1日に利用料金の改定を予定しています。

## 1 利用料金の改定額（主なもの）

改定内容の詳細については、別紙を御参照ください。

施設名称	単位	現行		改定後			
		昼間	夜間	平日		土日祝	
				昼間	夜間	昼間	夜間
野球場兼運動場	1面1時間	520円	730円	据置		780円	1,090円
テニスコート		520円				780円	

※平日は稼働率が低いため料金を据置

※実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定


## 2 運営状況

<施設稼働率> 11%

<支出> 1施設1時間当たり 2,240円（総額 7.6百万円）

運営経費 2,240円
-------------

<収入> 1施設1時間当たり 830円（総額 2.8百万円）

<b>利用料金</b> （改定前）550円（25%） （改定後）830円（37%）	（改定前）差額 1,690円（75%） （改定後）差額 1,410円（63%）  市民の税金で負担（公費で負担）
---	---

改定前の時点で、公費負担がない場合、1施設1時間当たり 2,240円のご負担が必要なところ、公費で 1,690円負担することで 550円に軽減

改定後も 1,410円の公費負担を継続し、利用者負担の増加を可能な限り抑制

# 京北運動公園の利用料金上限等改定額

## 1 施設料金（改定率 50%）

区分	単位	利用料金			
		昼間（8:30～17:30）		夜間（17:30～22:30）	
		平日	土日	平日	土日
野球場兼運動場	1 時間	520	780	730	1090
テニスコート	1 面につき 1 時間	520	780	520	780

## 2 付属設備（改定率 0～50%）

区分	単位	利用料金	
有料ロッカー	1 個 1 回につき 1 日	100	
温水シャワー設備	1 個につき 1 回	100	
放送設備（マイクロホン 1 本付き）	一式につき 1 日	2,500	
携帯用拡声器	1 台につき 1 日	780	
大会用テント	1 張りにつき 1 日	460	
夜間照明設備	野球場用	1 時間	5,490
	テニスコート用	1 面分につき 1 時間	610
野球用具	ベース	1 組につき 1 日	150
テニス用具	ネット	1 張りにつき 1 日	150

## 3 供用時間外の利用料金（新規）

区分	単位	利用料金	
		平日	土日
野球場兼運動場	1 時間	2,190	3,270
テニスコート	1 面につき 1 時間	1,560	2,340

## 4 入場料を徴収する場合の利用料金（新規）

利用者が入場料を徴収する場合、その収入額の 100 分の 15（注）に相当する額が利用料金を超えるときの利用料金は、その収入額の 100 分の 15（注）に相当する額とします。

注 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に使用する場合は、100 分の 10

## 5 構内地の利用（改定率 5%）

区分	単位	利用料金
売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1 平方メートルにつき 1 日	1,560
立ち売り又は行商	1 人につき 1 日	3,450

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。